

令和 2 年度 第 3 回 富里市介護保険運営協議会

議 事 録

令和 2 年度 第 3 回 富里市介護保険運営協議会

招集年月日	令和 3 年 3 月 2 6 日（金）	
招集の場所	市役所 3 階第 3 会議室	
開会・閉会 の 時 間	開会 令和 3 年 3 月 2 6 日 午後 2 時	
	閉会 令和 3 年 3 月 2 6 日 午後 3 時	
◎会 長 ○副会長	氏 名	出欠等の別
	池 原 富貴夫	○
	佐々木 佳 代	○
	高 崎 啓 子	○
	丹 さく子	○
	石 井 みちよ	○
	◎宮 川 朱 実	○
	我 妻 道 生	○
	田 村 由 紀	×
	中 川 孝 道	○
	土 屋 和 秀	×
	○土 屋 亮 太	○
	鈴 木 光 一	○
事務局	部 長 森 秀樹	○
	課 長 中澤 一志	○
	副主幹 押尾 忠久	○
	副主幹 押切 功	○
	主 査 戸村 由美子	○
	主査補 秋葉 真澄	○
議 題	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり	

令和 2 年度第 3 回富里市介護保険運営協議会 会議次第

日 時 令和 3 年 3 月 2 6 日（金）
午後 2 時から
場 所 本庁舎 3 階第 3 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 富里市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画書の配布及びパブリックコメントの結果について【資料 1】

4 報告事項

- (1) 令和 3 年度における介護保険制度改正について【資料 2】
- (2) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告【資料 3】
- (3) 富里市指定居宅介護事業所指導・監査連絡協議会からの報告【資料 4】

5 その他

6 閉 会

令和２年度第３回富里市介護保険運営協議会 会議録

- １．開 会
 - ２．会長あいさつ
 - ３．議 題
 - ４．報告事項
 - ５．そ の 他
 - ６．閉 会
-

１．開会

（事務局） 定刻前ですが、御揃いになりました。ただいまから「令和２年度第３回富里市介護保険運営協議会」を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、委員 10 名の方に出席いただいておりますので、市介護保険条例第 16 条の規定による過半数の人員を満たしておりますので、会議が成立いたしましたことを御報告させていただきます。

それでは、次第に沿って始めたいと思います。

２．会長あいさつ

（事務局） 「会長あいさつ」でございます。会長、よろしくお願いいたします。

（会長） 改めまして、皆様、こんにちは。年度末の大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

今もお話をしていましたけれども、先日も大変お忙しい中、コロナ対応のワクチンのシミュレーションということで、事務局やいろんな方々が盛大にというか、テレビ局は千葉テレビ位だと思ったら、NHKや民放の方がたくさん来ていただいたので、全国ネットで放送されたようでした。田舎の姪っ子が「おばちゃん、テレビに出ていたよ」と言われました。放送する時間帯は聞かされていなかったのですが、テレビに出ていた話を聞いて、後から自分のスマートフォンで放送を見たという感じでした。小さい市ながら一生懸命やってくださって、本当に大盛況に終わりました。大盛況というのはおかしいかもしれませんが、よい経験をさせていただいたと思います。

毎日のようにコロナの感染が報告されて、富里市も毎日のようにやって、オリンピックの聖火リレーも昨日始まったのだけれども、何か余所事みたいなもので、やれるのかしらと思って本当に心配しているのですけれども、皆さんお元気で出席させていただいたことは本当によかったと思いますし、これからも体に気をつけていただいて、生活していただければと思います。

今回、第 8 期の保険事業計画策定における主な内容ということで、介護保険料の引下げを実施しましたということで、基準額で年間 2,400 円が引き下げされたということです。それから、第 8 期期間中に地域密着型の介護サービス事業の新たな施設の整備を予定していますということです。今後増加する介護認定者に対応する介護サービス給付量のさらなる充実を図っていきますということで、今日は議題の一つになっておりますが、皆さんの忌憚のない意見を反映させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（事務局） 会長ありがとうございました。

傍聴の関係なのですが、現在 0 名ということになります。途中で希望者がいらっしゃいましたら、委員会にお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3. 議題

(1) 富里市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画書の配布及びパブリックコメントの結果について【資料1】

(事務局) それでは「3. 議題」に入らせていただきます。

なお、介護保険条例第16条の規定に基づき、本会議の議長は会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会長) それでは、議事に移ります。

本日の議題は「(1) 富里市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画書の配布及びパブリックコメントの結果について」の1件でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) ホチキス留の資料の1ページをお開きください。及び冊子になっている計画書の4ページをお開きください。

今、ニュース、報道でお聞きになっている方もいるかと思いますが、SDGs というのは、こちらは前回の12月の運営協議会の素案の時点では盛り込めなかったものもございました。

4ページの追加につきましては、全庁的にこちらの各種計画につきまして掲載を図り、施策について方向性を出し、計画期間内に達成できるものについては、項目ごとにポイントを当てて努力していくということがございましたので、この場を借りて説明をさせていただければと思います。

SDGs は、平成27年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択されました。誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12年度を年限とする17のゴール、169のターゲット、232の指標が定められています。開発途上国だけでなく、先進国自身も取り組むべき目標であり、国も積極的に取り組んでおります。

SDGs は、世界共通の目指すべき姿に向けて各国が取り組み、グローバルな考えですが、自治体におけるSDGsの作成に向けた取組は、中長期を見通した持続可能なまちづくりや地域活性化など、地方創生の政策と道筋を一つにするものです。

SDGsの考えを取り入れることで、地域課題の解決の加速化、政策全体の最適化といった相乗効果が生まれ、地方創生の取組が一層充実、進化することが期待しますということになります。

本日のホチキス留の1ページが、今回、第8期の介護保険事業計画においては、17のゴールのうち、こちらの計画については、六つのゴールの位置づけを計画に盛り込みました。

具体的に言いますと、3番の健康福祉、全ての人に健康と福祉を、4番目の教育、質の高い教育をみんなに、10、不平等、人や国の不平等をなくそう、11、持続可能な都市、住み続けられるまちづくりを、16、平和・公正、平和と公正を全ての人に、17、実施手段、パートナーシップで目標を達成しようという六つのゴールを掲げていきたいと思います。

こちらの計画は、37ページから各指針が出ておりまして、指針1、指針2、指針3、指針4、指針5、さらに細かい施策群が(1)～(6)等々の記載がございます。

こちらの六つの掲げるゴールで、各々のどこの施策とマッチングしていくかという、一応早見表も資料として掲載させていただきました。

こちらは急で大変申し訳なかったのですが、これから富里市の全ての施策において、掲げた計画でいうと六つのゴールになりますが、各庁内の施策、サービスに向けての

施策事業、六つの事業がなるべく適合し達成できるような形で行政としても取り組んでいきたいと思っておりますので、こちらの計画を含めて御理解のほどを願えればと思います。

先程、会長からも説明がございましたとおり、第8期においては保険料を若干下げることができました。かつ地域密着型サービスについては、四つの施設整備ということになりまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備事業を図っていききたいと思います。

予定としましては、令和4年、令和5年の年度において公募等をかけながら、整備を図っていくことを検討しております。

各施策も急増する認定者に対応するために、各種サービス部分についても、可能な範囲で皆様の利用の求めに応じた支給決定をしていくということが、この計画では盛り込んでおります。

あと1点なのですが、第7期は今年の3月で終わりますが、今年度、小規模多機能型居宅介護を公募で募集いたしまして、株式会社アソシアが選定されまして、今、小規模多機能の居宅介護を今年度中に着工から完成を予定しておったのですが、新型コロナウイルス等の各種影響により、工期が少しずれ込みまして、令和3年度の冒頭まで完成がずれ込むということで、今、書類等を修正しておるところです。

本来であれば、令和2年度中に完成し、令和3年度の冒頭からサービス提供が可能となる小規模多機能型居宅介護でありましたが、今の予定でいきますと5月、6月にかけて開設します。日吉倉に建設されている小規模多機能型居宅介護事業所の工期が少しずれ込んで、年度が令和3年度に移ってしまったということで、一つ御報告させていただきたいと思っております。

計画の追加の内容と施設整備等を含めた内容について、説明させていただきました。

続きまして、パブリックコメントについて、担当からよろしくお願いいたします。

(事務局) 引き続きパブリックコメントについて、御説明申し上げます。

1ページをめくっていただいて、2ページでございます。資料1-2でございます。富里市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）パブリックコメントの結果について、御説明申し上げます。

パブリックコメントについては、昨年の令和2年12月8日から12月28日にかけて募集期間がございまして、意見としては意見提出者が1名、意見件数としては3件でございました。

寄せられた御意見としましては、記載のとおり1、2、3でございます。

1でございます。高齢化により介護状態になったとき、家族がいない（子供や兄弟姉妹もいない）家庭は、将来に向けてどのように考えているか。把握は。市は、対象者全ての要望に対応していけるのかという御意見がございました。

市の考え方として御回答させていただいたのは、独り暮らしの高齢者につきましては、本市に限らず、全国的にも増加傾向にあります。市といたしましては、高齢者ひとり暮らし調査等で実態を把握するとともに、各地域包括支援センターや民生児童委員をはじめとした地域の方々等の御協力をいただきながら、個々の状況により対応してまいりたいという御回答を申し上げたところでございます。

あと2例ほどございますけれども、そちらについては割愛させていただきます。

富里市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画書の配付及びパブリックコメントの結果の御説明については、以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

それでは、富里市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画書の配付及びパブリックコメントの結果についてはいかがでしょうか。皆様の御意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。どうぞ。

(委員A) 独り暮らしの件数は把握できているのでしょうか。

(会長) 事務局、お願いします。

(高齢者福祉課長) 独り暮らしの状況の把握でございます。例年、民生委員さん等に御協力いただいて、令和2年度の調査もさせていただいているところですが、コロナの影響で全部ができておりません。ただし、それ以前については、65歳、70歳の把握に努めていたところでございます。

令和3年度については、同様の形で民生委員さん達の御協力を得ながら調査を行う予定でございます。

以上でございます。

(会長) 私も民生委員なので、申し訳ないのですが、今、コロナで訪問ができなくて、把握しているところは、電話で安否確認をしたりとか、遠巻きに生活をちゃんとされているとか、洗濯物は干してあるのかとか、そういうもので確認させていただいたりということはしていますけれども、訪問してコロナをうつされたとか、何しに来たと言われるのがどうしようもなく、あとは、地域包括支援センターさんで把握させていただいて、定期的に訪問していただいているというのが現状だと思います。

(委員B) 毎年、夏の前位に独り暮らし高齢者の訪問をさせていただくようにしております。リストは市と共有をして巡回しています。

(会長) よろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、質疑を終わりにしたいと思います。

以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

皆様には、御協力をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局からお願いいたします。

(事務局) 会長、ありがとうございます。

4. 報告事項

(1) 令和3年度における介護保険制度改正について【資料2】

(事務局) 続きまして「4. 報告事項」に移りたいと思います。

「(1) 令和3年度における介護保険制度改正について」ということで、着座にて説明させていただきたいと思います。

ホチキス留の資料の3ページをお開きください。A3横の資料になります。こちらが3年に一度、介護保険制度を大きく見直しされることになっておりまして、令和3年度から変わった点、変わる点について、説明させていただきたいと思います。

資料の左下、負担の軽減についてということで、同じ月のサービスの利用者負担の世帯合計額が一定の上限を超えたときは、申請により超えた分が高額介護サービスとして後から支給されますということで、認定がついていて、介護サービスを使った場合、1か月の上限額の基準がございます。

令和3年7月までは、現役並み所得者の上限が44,400円、以下、一般、住民税非課税世帯等、生活保護の受給者等とありまして、下が15,000円のカテゴリーにございました。

本年8月からは、特に現役並み所得者のゾーンが細分化されるということになりまして、上限額は年収約1,160万円以上の場合140,100円、年収約770万円以上約1,160

万円未満が月額 93,000 円、年収 383 万円以上約 770 万円未満が月 44,400 円、このゾーンが細分化されて、利用者の上限額が改正されることが変わる点になります。

資料の右側、施設の本入所者、あとは短期入所、つまりショートステイです。その御利用の方のお部屋代と食費が軽減される場合の限度額、その部分について段階が細分化されるという改正がございます。

表のちょっと上に基準費用額がございまして、お部屋代、食費、ユニット型個室とか、ユニット型個室の多床室、従来型個室、多床室、食費ということで、本来入所して 1 日かかる部屋代と食費の目安が基準額の表のとおりになっております。

下の第 1、第 2、第 3 段階になっている表の部分については、原則住民税非課税の方等が該当になっていくということになります。それぞれの段階ごとの居住部屋代、食費代、こちらが負担をしていただく分の限度額の金額です。

上記の基準額と負担してもらっている金額の差分については、公費の給付で最終的には施設が負担していくことになります。

現行 7 月までは、第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階ということで、三つの区分に分かれながら展開するのですが、本年 8 月からさらに第 3 段階について細分化されるということになりまして、第 3 段階①、第 3 段階②のところで二つに分類されます。

一番下に資産要件、預貯金の把握等の部分になりますが、7 月までの現行は、単身者の場合は預貯金資産が 1,000 万円を超えなければ認められる。夫婦の場合は合わせて 2,000 万円を超えなければ対象になるという部分だったのですが、8 月以降、第 1、第 2、第 3 の①②ということで、第 2 段階の場合は、単身の場合 650 万円、夫婦の場合 1,650 万円、第 3 段階①、単身が 550 万円、夫婦の場合 1,550 万円、第 3 段階②、単身の場合 500 万円、夫婦の場合 1,500 万円ということで、預貯金の資産要件も若干低く設定をされます。場合によっては、今まで認められた方が資産要件等によって対象外となってしまう方が何名か出てきます。

行政といたしましては、今後、広報とか、ホームページで周知の徹底、あと、本日、県から食事代、部屋代の部分の改正におけるチラシ、ポスター等の提供がこれから配布されるということでメールが来ておりましたので、なるべく分かりやすく利用者等に対しまして、制度改正の周知徹底を図っていきたいと考えています。

続いて、資料の 4 ページをお開きください。4 ページ以降については、介護事業所、地域密着型事業所と居宅介護支援事業所等の事業所に関する基準の部分の改正がございました。幾つか抜粋して説明をしていききたいと思います。

令和 3 年度から適用という部分になりまして、感染症対策の強化。介護サービス事業者に感染症の発生及び蔓延に関する取組の徹底を求める基準を追加する。こちらは 3 年間の経過措置がございますので、令和 6 年 3 月 31 日までに、順次、早めに対策等を講じていただければと思います。

(2) 業務継続に向けた取組の強化の追加ということで、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、継続に向けて計画の策定、研修の実施、シミュレーション、訓練等の実施の義務づけを付すということで、こちら 3 年間の経過措置がございます。

(3) ハラスメント対策の強化ということで、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護事業者に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める基準を追加する。こちらは経過措置がございませんので、令和 3 年度に入りましたら、早急にこちらの部分の対応をお願いしたい。

(4) 会議や多職種連携におけるICTの活用。こちらはコロナ等々がございまして、リモートとか、Zoom、テレビ電話等を活用しながら、運営基準や加算の要件等における各種会議等の実施については、感染防止の観点からテレビ電話等の活用の実施を認めていくという部分の改正になります。

(5) 利用者への説明・同意等に係る見直し。利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、磁氣的記録、パソコン、タブレットなどによる対応を原則認めることとする。

5 ページです。(6) 記録の保存等に係る見直し。介護サービス事業者の業務負担軽減等を解消していく観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化していく。

(7) 運営規程等の掲示に係る見直し。利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減から、運営規程等の重要事項説明書、こちらは各事業所の玄関から入った通路の壁などの掲示だけではなくて、事業所に閲覧可能なファイルなどで備えておくことで、代替として掲示をしたことになるということで、ファイリングでいつでも見られる形を取っておけば、それでも構わないという改正であります。

(8) 高齢者虐待防止の推進。介護サービス事業者を対象に、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務づけとする。こちらも3年間の経過措置がございします。

飛びまして(10) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけの追加。ヘルパー等、無資格の方も中にはいらっしゃいますので、資格のない方等々に対して、認知症の基礎的な研修の受講の義務づけが付されました。こちらも3年間の経過措置がございします。

飛びまして(12) 地域と連携した災害への対応の強化。災害への対応については、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策、介護サービス事業所を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう、連携に努めなければならないこととしたということで、4月以降、幾つか基準が改正になっていきます。事業所さんにおいては、運営規程の修正、見直し、実施要項、約款、規約の改正、そこの部分も出てくるかと思うので、随時、集団指導、個別指導等を踏まえて、行政としても事業所さんの動き、展開については、注視していきたいと思ひます。

説明は以上です。

(事務局) 今、事務局から説明をしましたが、改正の部分で御質問等がございましたら、挙手にてお願いいたします。委員Aさん、どうぞ。

(委員A) 預貯金の額というのは、自己申告ですか。

(事務局) 申請に来ていただく場合には、窓口でその方の名義の通帳等のコピー、通帳記入の最後の部分のページの通帳記入等は添付書類として必ずいただくこととなります。原則は利用者さんから提出された資料を基に、資産の要件のチェックを行います。場合によっては、職権で各金融機関等に調査を行うというケースもある場合がございます。

説明は以上です。よろしいでしょうか。

(委員A) はい。

(委員B) 同じ質問でした。(貯金額の件で同質問)

(会長) 夫婦で2,000万円を持っていると対象外なのですね。もっと保有預貯金額を下げてもらえないと負担が大ききように思うのですが、機会があれば国の方に意見を伝

えてもらえますでしょうか。

(事務局) 御意見は承りました。

(事務局) ほかにございますか。ほかによろしいでしょうか。

(2) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告【資料3】

(事務局) そうしましたら、続きまして「(2) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告」ということになりまして、報告よろしくお願ひいたします。

(分科会①の会長) それでは、先程開催されました分科会1、地域包括支援センター等運営協議会の内容について、報告させていただきます。

令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、実施された二度の緊急事態宣言とその後の三密を避けるなど、新しい生活様式により、一部の事業の中止や縮小を行ったことを事前に御報告し、説明いたします。

資料3、8ページを御覧ください。地域包括支援センターの状況としては、令和3年1月末日での相談実績、活動実績となります。総合相談については、全体として7,590件の相談件数でございました。前年度と比較しますと、1,394件の減となっております。新型コロナウイルスの影響で相談総数が減り、同じ理由で、相談形態では、直接接合のない電話での対応が増加しております。

14ページから16ページまでは、委託型地域包括支援センターの活動実績でございます。北部、中部、南部の各包括において、地域ケア会議等の改正や自主活動としての各種事業活動を実施しております。

17ページは、認知症初期集中支援チームの相談件数となっております。令和3年1月末には398件、チーム員会議は9回、支援開始者数は9件となりました。

18ページ、一般介護予防事業です。

19ページの健康・介護・介護予防電話相談事業のうち、病気に関する相談件数は、令和元年度末と比較すると約2倍となる185件でした。

20ページは、介護給付等費用適正化事業、その他事業の実績となります。

21ページは、医療・介護連携推進事業の富里市在宅医療介護連携推進会議を書面議決にて開催し、医療・介護関係者の研修である多職種による顔の見える研修会はオンラインで実施するなど、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に対応しつつ、事業を実施したところです。

22ページは、認知症対策事業の実施状況になります。

23ページを御覧ください。生活支援体制整備事業でございますが、圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足しているサービスの創出や担い手の養成、関係者との情報共有、連携体制づくりを進めております。

報告事項の「(2) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告」は以上です。

(事務局) 御説明ありがとうございました。

今の説明は、資料の8ページから23ページの間で、この部分については、まだ年度が終わってございませんので、本年1月31日現在での各種数値、データになっております。コロナウイルス等により開催できなかった内容等もございまして、例年と若干違うところもございます。

今の説明におきまして、御質問、御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。何かありましたら、よろしくお願ひします。よろしいですか。

こちらの3月31日までの状況については、次年度の第1回目の運協で御報告等ができるかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

（３）富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告【資料４】

（事務局） 続いて「（３）富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告」になります。報告の方よろしく願いいたします。

（分科会②の会長） 報告させていただきます。24 ページからになります。

令和２年度富里市実地指導の報告を受けました。令和２年度につきましては、コロナ等の影響もあり、居宅介護支援事業所の実施指導が１か所、地域密着型の事業所の実地指導が１か所ということになっております。

指導内容につきましては、以下のとおりになるのですが、１件が在宅介護相談センター日吉台にて行われたということです。驚いたのですがケアマネ在籍が７名ということで、今、６名だそうです。市内のケアプラン作成者が約 240 名いらっしゃるということでした。

指導としましては、支援経過記録への自宅訪問、モニタリング、ケアプラン交付等の記録の徹底、暫定ケアプランも通常プラン等の流れに従って実施するよう指導がありました。

また、非常災害対策について、現在ある利用者用リストに特に支援の必要な事項を加えて、誰でも支援ができるような形を取っておくようにということでございました。

そのほかには、一般的な注意事項というか、市民からの相談があったということで、在宅利用者から日中独居であるとか自費のサービスとの区別、その辺はサービスを利用されている方々で認識のずれがあるというところで、当初の段階から丁寧な説明等を心がけてほしいという要望がありました。

また、災害対策における居宅介護支援事業所の役割は、行政が中心になって災害時は動くのですが、民間である居宅介護支援事業所、地域包括支援センターを含めて、連携をスムーズに取って行って、災害に強いまちづくりという仕組みづくりを現在目指しているという説明もありました。

それから、地域密着型のデイハウスかめりあの実地指導につきましては、災害時のマニュアルを掲示することとか、重要事項説明書において、今は１割から３割までの負担があるのですが、その辺が抜けていたとか、あと、職員体制の記載に誤りがあったとか、そういったところの是正、虐待防止、身体拘束、サービス利用に当たっての留意事項についての記載を追加する等の指導があったということの説明がありました。

25 ページになりますが、昨日、令和３年３月 25 日に、市内の居宅介護支援事業所向けの集団指導があったということです。

同じく昨日ですが、地域密着型事業所に対しても集団指導という形で、先程説明がありました介護保険の制度改正、地域区分等について、前ページの実地指導を含めた形での説明が行われたということでした。

さらに今後の新型コロナウイルスのワクチン接種に関するスケジュール等も示され、４月頃から 1,000 人規模で施設入所者を対象にやっていくという説明もあったのですが、先に医療従事者だということで、医療従事者がまだ終わっていないという現状の連絡を受けまして、それが終わってから、大分ずれ込むという予想があるという説明がございました。

26 ページになりまして、令和３年度につきましては、２か所程度の実地指導、28 ページの地域密着の事業所につきましても、令和３年度は２か所程度の実地指導を予定している説明がありました。

以上です。

（事務局） 御説明ありがとうございました。

先程の説明の補足ですが、ワクチンの第1便の入荷、高齢者向けの入荷については、早いもので4月の下旬以降ということで、4月中といっても、4月の下旬の終わり位に来るということで、今のところ方向が見えております。

今の分科会からの御報告等について、御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。何かございますか。

今後、各高齢者施設、いろいろと形態がございますが、順を追って入所系、通所系、在宅系、丁寧な説明はしていきたいと思います。まだ情報がほとんど来ていないので、情報が届き次第、随時、提供していきたいと思います。

ほかにないようでありましたら、分科会2の報告は、終了させていただきたいと思います。

5. その他

(事務局) 続きまして「5 その他」です。その他の部分で、何か御意見ございますか。別の話題等でも構いません。よろしいですか。

そうしましたら、高齢者福祉課長から一言よろしくお願いいたします。

(高齢者福祉課長) 委員の皆様、本年度1年間、御協力いただきまして、誠にありがとうございました。本年度は新型コロナウイルスの関係から、大分御苦勞が多かった年だったと思います。

さて、本日配付させていただきました計画書につきましては、皆様の御協力によりまして、無事に完成することができました。

また、委託先である株式会社ぎょうせい様にも最後まで無理難題を言って、大分御苦勞をおかけしました。本当にありがとうございました。

今後、令和3年度以降、本計画に基づきまして、事業を進めてまいります。

また、先程話題になりましたが、介護保険料の減額につきましても、市議会で全員の賛成により議決をいただきました。

また、本市の懸案事項でございました介護報酬の地域区分につきましては、令和3年度以降、3%の加算がつくことになりました。あわせて御報告をさせていただきます。

また、話題になっていますが、来月以降、ワクチン接種が開始される予定ですが、まだまだ予断を許さない状況が続きます。皆様もどうぞ体調に御留意されますよう、お願いいたします。

あと、先日、令和3年度の人事異動の内示がございましたが、本日ここに出席しているメンバーに異動はございませんので、来年度につきましても、引き続きよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

(事務局) 課長、ありがとうございました。

6. 閉会

(事務局) 以上をもちまして、本日の会議は終了させていただきます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。